

令和3年度沼津市立地適正化計画における防災指針作成に向けた基礎調査等業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市が、「令和3年度沼津市立地適正化計画における防災指針作成に向けた基礎調査等業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するに当たり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

令和3年度沼津市立地適正化計画における防災指針作成に向けた基礎調査等業務委託

2 業務目的

本業務は、令和2年度の都市再生特別措置法の一部改正を踏まえ、立地適正化計画における「防災指針」の作成に向け、必要な基礎調査等を行うものである。

3 業務内容

(1) 災害ハザード情報等の収集・整理

発生するおそれのある災害のハザード情報を網羅的に収集・整理するため、水災害に係る各法に基づき想定・設定された情報を収集・整理し、災害リスク分析を行う。

① 洪水に関する多段階の発生頻度によるハザード情報の整理

洪水浸水想定区域や市で作成したハザードマップ等を参照しつつ、発生頻度ごと浸水深や浸水継続時間など必要な洪水ハザード情報を収集し、図表等を用いて整理する。

② 洪水に関する浸水の拡がり方に関する情報の整理

「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」を活用し、決壊箇所に伴う河川氾濫の浸水範囲や時間、浸水深等を想定し、相対的リスクの高い地域を、図表等を用いて整理する。

③ 洪水に関する河川整備の見通し等を踏まえた浸水に関する情報の整理

河川整備の進捗による影響を確認するため、国・県・市の河川整備計画等による整備の将来見通しを確認し、図表等を用いて整理する。

④ 標高等の地形・地質に関する情報の整理

洪水浸水想定区域の情報とともに、災害履歴、地形・地質等に係る情報を収集し、図表等を用いて整理する。

⑤ 津波に関する情報の整理

海底下で発生した大地震等では、断層運動による海底の隆起や沈降に伴い津波が発生し、沿岸地域に浸水被害が発生するおそれがあることから、公表されたハザード情報を収集・整理し、図表等を用いて整理する。

⑥ 高潮に関する情報の整理

台風接近時等に発生する高潮に伴う浸水リスクを考慮し、必要なハザード情報を収集・整

理し、図表等を用いて整理する。

⑦ 土砂災害に関する情報の整理

大雨時等に土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊といった土砂災害のおそれがある区域について、必要なハザード情報を収集・整理し、図表等を用いて整理する。

⑧ 大規模盛土造成地の滑動崩落、液状化情報の整理

大規模盛土造成地が存在する際に想定される、地震や降雨による地下水位の変動等に伴う滑動崩落のおそれがある箇所など、必要なハザード情報を収集・整理し、図表等を用いて整理する。

(2) 災害リスクの高い地区の抽出等

人口・住宅の分布、避難路・避難場所や医療・福祉・病院施設等の生活支援施設の配置等の現状や将来の見通しなど各種の都市の情報と、災害ハザード情報を重ね合わせることにより、人的被害や社会・経済被害等の観点から災害リスクを分析するとともに、災害リスクの高い地区を抽出する。

① 複数の災害ハザード情報の重ね合わせによる分析

収集した個別の災害ハザードごとに都市レベル、地区レベルの観点で災害リスクの高い地域を抽出するとともに、複数の災害ハザード情報や3D都市モデル等も活用した都市情報との重ね合わせにより、想定されるリスクを明らかにし、より災害リスクの高い地区を抽出する。

② 災害リスクの定量的評価

災害リスクの高い地域において、過去の調査や実験等に基づく客観的、科学的知見として示されているデータ等を活用し、防災指針作成の手引きによる分析例などを参考に、人的被害や波及被害の観点から、災害リスクの定量的評価を行い、図表や3D都市モデル等を用いて整理し、可視化する。

(3) 地区ごとの防災上の課題の整理

地区ごとの災害リスク分析の結果を踏まえ、具体的に想定される被害の状況を確認し、必要となる対応の方向性を決定するため、地区ごとに課題を整理し、取組方針案を作成する。

(4) 関係者協議等に係る支援

防災指針に基づくリスク分析や各種取組方針等に係る連携・調整を図るため、関係部局との調整等への支援を行う。

① 庁内検討会議運営支援

防災指針の検討に係る庁内会議等の運営支援（資料作成、協議記録等）を行う。

② 関係機関等との調整支援

リスク分析に係る情報収集や取組方針案について、ヒアリングの実施や協議への参加等に

よる支援を行う。

(5) 打合せ協議

意思疎通を図るため、計画着手時、中間時(2回)、納品時の最低4回以上の打合せ協議を実施し、協議記録簿を作成する。

4 成果品等

作業成果及び打合せ等の経過について、業務報告書として取りまとめる。

- (1) 業務報告書
- (2) 業務報告書 概要版
- (3) 上記及び策定のため収集した資料の電子データ一式 (CD-ROM 等) ※Microsoft 製 Word 又は Excel で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。また、委託者から指定する一部電子データについては、PDF、GIS データ (Shape 形式) 及び CAD データであることとする。

5 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に沼津市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

6 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務終了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

7 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例 (平成 12 年条例第 38 号) 及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。